

## 【改定内容】

### 投資一任契約締結前交付書面

改定箇所	改定前	改定後
2 手数料等 (1) 投資一任運用報酬	<p>新規又は追加の入金に対する入金当月の投資一任運用報酬はいただきません。</p> <p>また、月中に一部払い出し又は解約があった場合には、あらかじめいただいた当月分の投資一任運用報酬は返還いたしません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、キャンペーンにより一定期間に限って、または投資一任運用報酬割引プログラムにより恒常的に、投資一任運用報酬を減額する場合があります。</p>	<p>新規又は追加の入金に対する入金当月の投資一任運用報酬はいただきません。</p> <p>また、月中に一部払い出し、<u>全額出金</u>又は解約があった場合には、あらかじめいただいた当月分の投資一任運用報酬は返還いたしません。</p> <p><u>預かり資産の全額出金</u>がなされた場合、<u>全額出金の翌月分以降運用再開月分までの投資一任運用報酬は発生しないものとし、運用再開月の翌月分より受領を再開します。</u>なお、キャンペーンにより一定期間に限って、または投資一任運用報酬割引プログラムにより恒常的に、投資一任運用報酬を減額する場合があります。</p>
6 投資一任契約に係る投資判断者等の氏名	<p><u>シュライバー・グレゴリー・マルコム</u></p>	<p><u>スチュワートボックス・マシュー・ジェイムズ</u> (<u>Stuart-Box Matthew James</u>)</p>

<p>7 投資の方法及び取引の種類 (4)</p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(4) 上記(1)から(3)にかかわらず、お客様が証券口座における預かり資産の全額出金を行われた場合、再度、当該預かり資産が投資一任契約約款の第9条第1項に規定する最低預かり資産残高に達するまでの間は、当社は、当該預かり資産の運用(当該預かり資産に入金された配当その他の外貨の円貨への交換を除く。)を行いません。</u></p>
<p>1.1 契約の終了事由 (3)</p>	<p>お客様が、投資一任契約以外の当社との契約・取引に係る約款・規程に規定される解約事由に該当した場合で、当社が投資一任契約を解約することとしたとき</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>お客様が、投資一任契約以外の当社との契約・取引に係る約款・規程に規定される解約事由に該当した場合で、当社が投資一任契約を解約することとしたとき</p> <p><u>なお、当社所定の方法により、投資一任契約を解約することなく、証券口座における預かり資産を全額出金いただくことも可能です。また、当社所定の方法により、証券口座における預かり資産の一部出金も可能です(この場合には、当該一部出金後の預かり資産が10万円以上となるよう申し込んでいただく必要があります。)</u></p>

投資一任契約約款

改定箇所	改定前	改定後
第3条第3項（投資一任契約の成立及び効力発生）	投資一任契約の効力発生日は、別段の定めのない限り、第1項の口座開設手続きにより開設したお客様名義の証券口座に、 <u>1万円以上の現金が入金された日とする。</u>	投資一任契約の効力発生日は、別段の定めのない限り、第1項の口座開設手続きにより開設したお客様名義の証券口座に、 <u>第9条第1項に規定された最低預かり資産残高以上の現金が入金された日とする。</u>
第3条第4項第2号（投資一任契約の成立及び効力発生）	第 <u>17</u> 条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合	第 <u>16</u> 条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合
第7条第3号（運用ガイドライン）	<u>（新設）</u>	<u>前2項の規定にかかわらず、お客様が第9条第3項に基づく全額出金を行った場合、再度、預かり資産が第9条第1項に規定する最低預かり資産残高に達するまでの間は、当社は、第1項に基づく運用（預かり資産に入金された配当その他の外貨の円貨への交換を除く。）を行わない。</u>
第9条第3項（最低預かり資産残高）	<u>（新設）</u>	<u>前項の規定にかかわらず、お客様は、投資一任契約を解約することなく預かり資産の全額の出金（以下「全額出金」という。）を申し込むことができる。また、全額出金後、運用再開（預かり資産が再度、前1項に規定する最低預かり資産残高に達した場合に、第7条第1項に基づく運用を再開することをいう。以下、同じ。）までの間は、預かり資産に入金された配当金その他の金銭につき全額の出金を申し込むことができる。</u>

第12条第3項（投資一任運用報酬）	預かり資産の内、新規又は追加として入金した額については、入金当月の投資一任運用報酬は徴収しない。また、月中に一部払出し又は解約があった場合であっても、あらかじめ当社がお客様より受領した当月分の投資一任運用報酬は返還しない。	預かり資産の内、新規又は追加として入金した額については、入金当月の投資一任運用報酬は徴収しない。また、月中に一部払出し、 <u>全額出金</u> 又は解約があった場合であっても、あらかじめ当社がお客様より受領した当月分の投資一任運用報酬は返還しない。
第12条第5項（投資一任運用報酬）	<u>キャンペーンにより一定期間に限って、または投資一任運用報酬割引プログラムにより恒常的に、投資一任運用報酬を減額する場合がある。</u>	<u>前各項の規定にかかわらず、預かり資産の全額出金</u> がなされた場合、 <u>全額出金の翌月分以降運用再開月分までの投資一任運用報酬は発生しないものとし、運用再開月の翌月分より徴収を再開するものとする。</u>
第12条第6項（投資一任運用報酬）	<u>(新設)</u>	<u>キャンペーンにより一定期間に限って、または投資一任運用報酬割引プログラムにより恒常的に、投資一任運用報酬を減額する場合がある。</u>

#### 証券口座契約約款

改定箇所	改定前	改定後
第4条第3項第2号（口座開設基準）	※実質的支配者とは ※FATCA不参加FFIとは	※ <u>1</u> 実質的支配者とは ※ <u>2</u> FATCA不参加FFIとは
第19条（届出事項の変更）	改名、転居等の変更などにより名称、住所または共通番号など <u>届出事項</u> に変更があったときは、お客様は所定の手続によって遅滞なく当社に届け出ていただきます。	<u>お客様からの当社への届出事項につき、改名、転居等の変更などにより名称、住所または共通番号などに変更があったときは、お客様には、当社所定の手続によって遅滞なく当社に届け出ていただきます。</u>

#### 投資一任契約締結時交付書面

改定箇所	改定前	改定後

3 契約期間及び契約の解除

本契約の有効期間は、効力発生日から1年間です。ただし、期間満了日の10営業日前までにお客様又は当社から書面又は電磁的方法による契約終了の申出がない限り、この契約は1年間自動的に延長され、その後もまた同様です。

お客様の証券口座が解約された場合その他この契約以外の当社との契約・取引に係る約款・規程に規定される解約事由に該当した場合、当社は、直ちにこの契約を解約することができます。

お客様又は当社は、上述の有効期間中に中途解約を希望する場合は、10営業日前までに相手方に対し書面又は電磁的方法をもって当社所定の方法による解約の予告をしなければなりません。中途解約がお客様によってなされたときは、当社は、解約月の支払済み投資一任運用報酬を返還いたしません。解約時には、投資対象はすべて売

本契約の有効期間は、効力発生日から1年間です。ただし、期間満了日の10営業日前までにお客様又は当社から書面又は電磁的方法による契約終了の申出がない限り、この契約は1年間自動的に延長され、その後もまた同様です。

お客様の証券口座が解約された場合その他この契約以外の当社との契約・取引に係る約款・規程に規定される解約事由に該当した場合、当社は、直ちにこの契約を解約することができます。

お客様又は当社は、上述の有効期間中に中途解約を希望する場合は、10営業日前までに相手方に対し書面又は電磁的方法をもって当社所定の方法による解約の予告をしなければなりません。中途解約がお客様によってなされたときは、当社は、解約月の支払済み投資一任運用報酬を返還いたしません。解約時には、投資対象はすべて売

	<p>却し現金化いたしません。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>却し現金化いたしません。</p> <p><u>なお、当社所定の方法により、投資一任契約を解約することなく、証券口座における預かり資産を全額出金いただくことも可能です。また、当社所定の方法により、証券口座における預かり資産の一部出金も可能です</u>  <u>(この場合には、当該一部出金後の預かり資産が10万円以上となるよう申し込んでいただく必要があります。)</u>。</p>
<p>6 投資一任契約に係る投資判断者等の氏名</p>	<p><u>シュライバー・グレゴリー・マルコム</u></p>	<p><u>スチュワートボックス・マシュー・ジェイムズ</u>  <u>(Stuart-Box Matthew James)</u></p>

<p>7 投資の方法及び取引の種類 (4)</p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(4) 上記 (1) から (3) にかかわらず、お客様が証券口座における預かり資産の全額出金を行われた場合、再度、当該預かり資産が投資一任契約約款の第9条第1項に規定する最低預かり資産残高に達するまでの間は、当社は、当該預かり資産の運用 (当該預かり資産に入金された配当その他の外貨の円貨への交換を除く。) を行いません。</u></p>
<p>8 報酬の額及び支払の期</p>	<p>新規又は追加の入金に対する入金当月の投資一任運用報酬はいただきません。</p> <p>また、月中に一部払い出し又は解約があった場合には、あらかじめいただいた当月分の投資一任運用報酬は返還いたしません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、キャンペーンにより一定期間に限って、または投資一任運用報酬割引プログラムにより恒常的に、投資一任運用報酬を減額する場合があります。</p>	<p>新規又は追加の入金に対する入金当月の投資一任運用報酬はいただきません。</p> <p>また、月中に一部払い出し、<u>全額出金又は解約があった場合には、あらかじめいただいた当月分の投資一任運用報酬は返還いたしません。</u></p> <p><u>預かり資産の全額出金が行なわれた場合、全額出金の翌月分以降運用再開月分までの投資一任運用報酬は発生しないものとし、運用再開月の翌月分より受領を再開します。</u>なお、キャンペーンにより一定期間に限って、または投資一任運用報酬割引プログラムにより恒常的に、投資一任運用報酬を減額する場合があります。</p>

